

富田林市小学校給食会設置要綱の一部を改正する要綱

富田林市小学校給食会設置要綱（平成20年富田林市教育委員会要綱第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 委員会

ア 富田林市小学校給食物資納入業者選定委員会

イ 富田林市小学校給食物資購入委員会

ウ 富田林市小学校給食献立作成委員会

エ 富田林市小学校給食主任会

オ 富田林市小学校給食アレルギー対応食検討委員会

第9条第1項中「及び」を「を除く」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

富田林市小学校給食会設置要綱（平成20年富田林市教育委員会要綱第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(機関)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 委員会</u> <u>富田林市小学校給食物資納入業者選定委員会</u> <u>富田林市小学校給食物資購入委員会</u> <u>富田林市小学校給食献立作成委員会</u> <u>富田林市小学校給食主任会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会計)</p> <p>第9条 小学校給食会の事業遂行に必要な会計は、富田林市立小学校の給食費及び<u>その他の収入</u>をもって充てる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 委員会</u> <u>ア 富田林市小学校給食物資納入業者選定委員会</u> <u>イ 富田林市小学校給食物資購入委員会</u> <u>ウ 富田林市小学校給食献立作成委員会</u> <u>エ 富田林市小学校給食主任会</u> <u>オ 富田林市小学校給食アレルギー対応食検討委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会計)</p> <p>第9条 小学校給食会の事業遂行に必要な会計は、富田林市立小学校の給食費を<u>除く</u>その他の収入をもって充てる。</p> <p>2～4 (略)</p>